

## 原子力安全・保安院指示文書に基づく報告について (放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底に係る報告について)

当社は、国内の原子力発電所の定期検査において、18歳未満の者が放射線管理区域内で就労していた事案(※1)を踏まえて、平成20年6月5日に原子力安全・保安院から発出された指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」に基づき、浜岡原子力発電所における調査結果をとりまとめ、本日(6月18日)、原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。

([指示文書へのリンク](#))

### 指示の概要

今後、放射線管理区域内で就労が禁止されている者(18歳未満の者)(※2)が同区域において就労することのないよう、従業者の被ばく管理、身分の再確認など従業者の管理を徹底すること。

また、以下の事項について調査を行い、平成20年6月18日までに報告すること。

1. 放射線管理区域の内にいて就労する者の身分確認の仕組みおよびその確認結果
2. 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

### 調査の結果

上記指示文書に基づき調査を行い、その結果を以下のとおり報告しました。

#### 1. 放射線管理区域の内にいて就労する者の身分確認の仕組みおよびその確認結果

当社は、浜岡原子力発電所の放射線管理区域内での就労について、元請会社(※3)からの立入許可申請書に基づき許可を与えています。

立入許可申請書は、就労する者の放射線管理手帳(※4)を基に作成するため、申請書に記載された就労する者の生年月日は、放射線管理手帳取得時の雇用主(※3)が確認したものとなっています。

今後は、今回発生した事案に鑑み、当社が浜岡原子力発電所の放射線管理区域への立入許可を与える際、運転免許証やパスポート等の原本を確認することで、より一層の厳格な対応を図ってまいります。

#### 2. 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

平成20年6月5日時点で、浜岡原子力発電所において放射線管理区域内への立入が許可されている従業者2,243名について、申請元の会社の責任において、あらためて運転免許証やパスポート等の原本による身分確認を行い、本人確認および生年月日に問題はなく、18歳未満の者が放射線管理区域内で就労していた事案がないことを確認しました。

※1 株式会社東芝の3次下請会社の18歳未満の従業者が、就労を禁止されている原子力発電所の放射線管理区域内で作業に従事していた事案。[\(株式会社東芝の公表資料へのリンク\)](#)

※2 労働基準法第62条で、雇用主に対して、放射線管理区域内での18歳未満の者の就労を禁止している。

※3 元請会社とは当社が直接作業を発注する会社。雇用主とは放射線管理区域内で就労する者を雇用している会社を指し、当社、元請会社、元請会社が契約する下請会社などが該当する。

※4 原子力発電所等の放射線管理区域内で就労する者の被ばく歴等の情報は、放射線従事者中央登録センター((財)放射線影響協会が昭和52年に設置)が運営する被ばく線量登録管理制度に登録され、一元管理されている。

放射線管理手帳は、本制度に登録した者に対して発行されるものであり、雇用主が就労する者の公的資料(運転免許証、住民票、パスポート等)により本人確認および生年月日を確認した上で申請取得する。

放射線業務従事者は、この手帳を持参して放射線業務に従事することになっている。

以上